

4 振込先（「金融機関」か「ゆうちょ銀行」のどちらかを記入ください）

<input type="checkbox"/> 金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)		支店名	分類	口座番号	(フリガナ) 口座名義
銀行 信金 信組 農協			普通 ・ 当座		
銀行コード		支店コード			

<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号 (右詰めにてご記入ください)	(フリガナ) 口座名義
貯金通帳の表紙裏又は、キャッシュカードの記号・番号をご記入ください	1 0		

5 添付書類

以下の書類を本申請書と併せて提出してください。

	申請に必要な書類	法人	個人
①	久留米市事業継続緊急支援金に係る取引先情報一覧（第2号様式） 宣誓・同意書（第3号様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	確定申告書の写し（2019年1月～3月、2020年1月～3月を含む分）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	2021年1月～3月の月毎の売上が確認できる書類の写し（売上台帳等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	市内で事業所・店舗等を運営していることを確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	振込口座に関する事項が確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	代表者の本人確認書類の写し【個人事業者のみ】		<input type="checkbox"/>
⑦	役員名簿（第4号様式）【法人のみ】	<input type="checkbox"/>	
【飲食店、喫茶店の方のみ】			
⑧	県の時短営業要請前の営業時間が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告された個人事業者のみ】			
⑨	本人名義の国民健康保険証の写し		<input type="checkbox"/>
⑩	業務委託契約等収入があることを示す書類		<input type="checkbox"/>

※審査の状況に応じて、上記以外の追加資料の提出をお願いすることがあります。

【別表】業種一覧

業種	事業者の例
生活関連サービス業、娯楽業	運転代行業、旅行代理店、理美容店、クリーニング店、結婚式場、マッサージ店、エステサロン、カラオケ店、スポーツジム等
飲食業、宿泊サービス業	時短営業要請の対象ではない飲食店、宿泊事業者等
卸売業、小売業	器具・備品販売事業者、問屋、雑貨店、アパレルショップ等
製造業	食品加工・製造事業者、器具・備品製造事業者等
サービス業（他に分類されないもの）	清掃事業者、廃棄物処理業者等
運輸業、郵便業	タクシー・バス事業者、貨物運送事業者等
医療、福祉	整骨院、整体院等
教育、学習支援業	学習塾等
金融業、保険業	保険代理店等
不動産業、物品賃貸業	レンタカー会社等
情報通信業	ソフトウェア事業者等
学術研究、専門・技術サービス業	広告制作事業者等
建設業	設備工事業者等
農業、林業、漁業	農業者、漁業者等
複合サービス業	農業協同組合等

久留米市事業継続緊急支援金に係る取引先情報一覧

1. 申請者情報

事業者名 _____

事業所の業種^{※1} _____

※1 久留米市内にある事業所の業種を記入。

代表者名 _____

2. 申請者の該当区分

該当する緊急事態宣言の影響について、以下の（1）①～②または（2）①～③から選択しチェック☑してください。複数の項目を選択することも可能です。

（1）緊急事態宣言の発令地域（以下、「宣言地域」という。）に所在する営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象となっている飲食店（以下、「対象飲食店」という。）との取引による影響

① 対象飲食店と直接取引をしていることによる影響 →4. を記入

② 対象飲食店と間接取引をしていることによる影響 →4. を記入

（2）不要不急の外出・移動の自粛による影響

① 主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響 →3. を記入

② （2）①の事業者に、直接、商品の販売またはサービスの提供を行っていることによる影響 →4. を記入

③ （2）①の事業者に、販売・提供先を経由して、商品の販売またはサービスの提供を行っていることによる影響 →4. を記入

3. 影響情報

(1) 個人向けに、どのような商品の販売、サービスの提供を行っているかご記入ください。

例) 店舗で一般消費者向けのお菓子の販売を行っている。

(2) 宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛により、どのような影響を受けたのかを以下の①～③から選択しチェック☑してください。複数の項目を選択することも可能です。

① 店舗への来客数が減り、売上が減少した。

② 個人から受注していた仕事が減少した。(該当があれば下にもチェック☑)

→ 以前から、個人からの受注を多く受けていた状況が確認できる書類がある。

③ その他（具体的な内容をご記入ください）

例) 学習塾の受講キャンセルが相次ぎ、売上が減少した。

4. 取引先情報

次の各期間において、2.の(1)①～②または(2)②～③に該当する取引および商品の販売またはサービスの提供を複数回行った取引先を、売上が大きい順に2者ご記入ください。

(法人の場合は法人番号必須/該当する取引先が1者のみの期間は1者のみの記載で可)

(1) 2019年1～3月

法人番号																				
法人名(個人の場合は屋号等)	所在地										電話番号									

法人番号																				
法人名(個人の場合は屋号等)	所在地										電話番号									

(2) 2020年1～3月

法人番号																				
法人名(個人の場合は屋号等)	所在地										電話番号									

法人番号																				
法人名(個人の場合は屋号等)	所在地										電話番号									

(3) 2021年1～3月

※緊急事態宣言の影響により、該当する取引を複数回行った取引先が存在しない場合は、その旨を法人名欄に記載ください。

法人番号																				
法人名(個人の場合は屋号等)	所在地										電話番号									

法人番号																				
法人名(個人の場合は屋号等)	所在地										電話番号									

【参考】 法人番号は、国税庁の専用ホームページで検索できます。
『法人番号公表サイト』で検索してください。

久留米市長 あて

私は、久留米市事業継続緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付申請にあたり、次の1から5までのいずれにも宣誓し、次の6から12までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、支援金の交付を受けていない場合は支援金の給付を受けることを辞退し、既に支援金の交付を受けていた場合は速やかに市長に返還します。

（下記事項を確認の上、宣誓・同意するものについてチェック☑）

- 1 私は交付要件及び交付要件対象者の要件を満たしています。
※2021年1月、2月又は3月の事業収入が、緊急事態宣言の影響により、2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満減少している必要がある。ただし、申請特例を用いる場合は、その申請特例該当要件による。
※緊急事態宣言の発令地域で地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店と直接若しくは間接の取引があったこと、又は、同地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことが前提となる。
※支援金の趣旨に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される事業収入が減少していることが必要であり、減少の理由が緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛とは関係ない事由であるなど支援金の趣旨に妥当しない理由により減少している場合は給付要件を満たさない。
- 2 申請内容及び提出した証拠書類等に虚偽はありません。
- 3 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員等に該当しません。
- 4 事業に必要な許認可等を取得するなど、各種法令を遵守し事業を行っています。
- 5 支援金の給付を受けた後にも事業を継続いたします。
- 6 確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに緊急事態宣言の影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により5年間保存すること
- 7 経営している飲食店が、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の支払い対象である場合又は地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、支援金の受給資格がないことに同意し、既に支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
- 8 市長の求めに応じて、6で保存している情報を速やかに提出すること
- 9 市長が必要に応じて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- 10 不正受給等が発覚した場合には、支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
- 11 久留米市が必要に応じて関係機関や取引先等に対し申請者の個人情報の照会を行い取得する場合又は提供する場合があること
- 12 申請書類に記載した情報等を税務情報として使用する場合があること

年 月 日

申請者 事業者名
代表者氏名
※法人の代表者又は個人事業主が自ら署名してください。